



事務連絡
平成20年4月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）生活保護担当課
中核市 生活保護担当係長 殿

厚生労働省社会・援護局
保護課保護係長

被保護者が海外に渡航した場合の生活保護の取扱いについて

生活保護行政の推進につきましては、平素より格段のご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、別添のとおり、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）」の中に追加することとしていますが、下記の事例については、当分の間、次のような取扱いをお願いいたします。

記

1. 渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超えて渡航費用の全額を収入認定した事例については、事後に報告をお願いします。

※実施要領（課長通知）では、「個々の世帯の状況等を勘案し、当該渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超える額については、収入認定しないものとして差し支えない」としているところであり、実施機関の判断で全額収入認定を行うことは可能ですが、各自治体における運用の実態を把握するため、報告をお願いするものです。

2. 別添中1,2,3以外の場合で収入認定を行うことが適当でない判断した事例については、事前に情報提供をお願いします。

※実施要領（課長通知）では、3つの事例に限定列挙していますが、情報提供の蓄積により、他に全額収入認定除外すべき場合があれば、今後通知に追加することを検討しています。

※「実施要領課長通知」に追加（平成20年4月1日より適用）

問第 10-19

被保護者が海外に渡航した場合には、生活保護の取扱いはどうなるか。

答

被保護者が、一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって引き続き国内に居住の場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって生活保護を廃止することはできないものである。

しかしながら、当該被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことから、当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となるものである。したがって、それが単なる遊興を目的とした海外旅行等に充てられた場合には、その交通費及び宿泊費に充てられる額について収入認定を行うこととされたい。ただし、この場合、個々の世帯の状況等を勘案し、当該渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超える額については、収入認定しないものとして差し支えない。

また、次のような目的で概ね2週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その使途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないことから、保護費のやりくりによる預貯金等で賄う場合には、本通知第3の18により、他からの援助等で賄う場合には次官通知第8の3の(3)のエに該当するものとして、当該渡航に要する費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない。

- 1 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
- 2 修学旅行
- 3 公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加（選抜又は招待された場合に限る。）

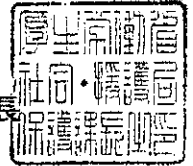
大



社援保発第0401006号
平成20年4月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長



被保護者が海外に渡航した場合の取扱いについて

被保護者が海外に渡航する場合の保護費の取扱いについては、保護の実施要領課長通知第10の19に規定したところであるが、具体的な手順について次のとおり定めたので、管内の実施機関に対し周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準としたので申し添える。

- 1 実施機関は、被保護者から渡航に先立ち、渡航先（宿泊先）、渡航目的及び日程並びに費用及びその捻出方法等について記載した書面を提出させること。
- 2 実施機関は、上記1の記載内容について、保護の実施要領課長通知問第10の19に基づき、その交通費や宿泊費に充てるための金銭（以下「渡航費用」という）を収入認定するか否か検討し、その検討結果をあらかじめ被保護者に伝えること。

以降、検討の結果に基づき、次のとおり取り扱うこと。

- (1) 検討の結果、渡航費用について収入認定を行う必要がないものと判断された場合

実施機関は、被保護者に対し、帰国後速やかに渡航内容を改めて報告するようあらかじめ指導すること。この場合、渡航期間中実際にかかった費用について改めて申告を求めることを要しないものである。

また、渡航前に「海外旅行保険」等に参加するよう指導すること。

(2) 検討の結果、渡航費用について収入認定を行うと判断した場合であって、かつ本人が実際に渡航した場合

ア 実施機関は、被保護者に対し、帰国後速やかに渡航内容を改めて報告するようあらかじめ指導すること。その際、渡航費用に係る領収書等の挙証資料を提出するよう指導すること。

また、渡航前に、「海外旅行保険」等に参加するよう指導すること。

イ 実施機関は、保護費が口座払いとなっている場合には、本人が帰国したことを確認するまでの間、保護費の支給を窓口払いに変更すること。ただし、世帯員の一部が国内にとどまる場合については、この限りではない。

ウ 実施機関は、被保護者の帰国後、1による事前の届出書及びアによる領収書等の挙証資料に基づき当該渡航費用を確定し、収入認定額を算出すること。

なお、これにより難しい場合は、旅行会社等から見積もりを徴収するなどの方法で渡航費用を確定すること。

さらに、旅行会社等から見積もりを徴収するなどの方法によっても、渡航費用の確定が困難な場合については、当該都道府県又は市町村における「海外出張の際に適用される旅費及び日当の基準（旅費等に関する規則等）」に基づき算出された額を渡航費用とすること。

(3) 検討の結果、渡航費用について収入認定を行うと判断した場合であって、被保護者が渡航を取りやめた場合

渡航に充てるために所持していた金銭は、次のとおり取り扱うこと。

ア 保護費のやりくりにより貯えた金銭の場合

生活保護の趣旨目的にあった用途で使用するよう指導し、改めてその使途について被保護者本人より確認すること。その結果、当該貯えた金銭を収入認定するか否かについて、保護の実施要領課長通知第3の18に基づき再度判断すること。

イ 他の者からの援助等による金銭の場合

既に援助金等を受領している場合は、援助金等の出資者に速やかに返却するよう指導すること。その結果、返却されたことが確認された場合は収入認定を行うことを要しないものである。

3 留意事項

(1) 上記の渡航費用の取扱い及び事前の届出の必要性等については、日頃から「保護のしおり」等を用いて被保護者に周知をしておくこと。

(2) 事前の届出がなく、帰国後において海外渡航の報告があった場合においても、上記2のとおり取り扱うとともに、今後必ず事前の届出を行うよう指導すること。